

忠生地区町内会・自治会連合会規約

(名称)

第1条 本会は、忠生地区町内会・自治会連合会（以下「本会」という。）と称し、事務所を会長宅に置く。

(構成)

第2条 本会は、忠生地区内に所在する町内会・自治会等の会長（以下「会員」という。）を以って構成する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、町内会・自治会等の運営に寄与し、あわせて忠生地区の発展と住民の福祉増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 住民福祉の向上と生活環境の整備
- (2) 地域のまちづくりの推進
- (3) 地域の課題の取り組み
- (4) 町田市及び東京都等への地域要望と要請活動。
- (5) 地域の防災力の強化
- (6) 町内会自治会等の情報交換
- (7) 会員の研修及び懇談会の開催
- (8) 体育祭及びソフトボール大会の開催
- (9) 地域への広報活動
- (10) 上部団体の町田市町内会・自治会連合会（以下「市連合会」という。）に加盟し、諸活動に参加協力するとともに関連する情報の収集及び交換等を行う。
- (11) その他本会の目的を達成するため必要と認める事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長（総務担当） 1名
- (3) 副会長（事業担当） 1名
- (4) 副会長（企画・まちづくり担当） 1名
- (5) 会計 1～2名
- (6) 幹事 若干名
- (7) 監事 2名

2 本会に相談役を置くことができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在又は事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、会計事務を行い、定期総会において会計報告をする。
- 4 監事は、会計並びに会務を監査する。
- 5 総務は、会の運営事務、広報、防災、研修等を担当する。
- 6 事業は、体育祭、ソフトボール大会等事業の実施を担当する。
- 7 企画・まちづくりは、地域の課題,要望事項,まちづくり等を担当する。
- 8 幹事は、本会に関連する各種催事に協力するとともに、市連合会の幹事として、役員幹事会及び各種催事に参加協力する。

(役員を選出)

第7条 役員は、定期総会において選出する。

- 2 役員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 役員に欠員を生じたときはこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員選考委員会の設置)

第7条の2 会長は役員を選考を円滑に行うため、役員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、3～5名とし会員の中から会長が指名し委員を委嘱する。
- 3 委員会の委員長は、委員の互選によって決める。
- 4 会長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、役員会及び会長会とする。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とする。
- 3 定期総会は、会長が招集し、毎年5月に開催する。
- 4 臨時総会は、役員会において必要と認めるとき、又は、会員の3分の2以上の請求があったとき、会長が招集し、開催する。
- 5 総会は、委任状を含め会員の過半数の出席により成立し、議長は会員の中から選出する。

(総会の議決事項)

第9条 総会の議決事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 事業計画及び予算の承認
- (4) 役員を選出
- (5) その他、総会が必要と認めた事項

(役員会)

第10条 役員会は、原則として月1回会長が招集し、開催する。

- 2 役員会は、役員の過半数の出席により成立し、議長は会長があたる。

(会長会)

第 11 条 会長会は、原則として月 1 回会長が招集し、開催する。

2 会長会は、会員の過半数の出席により成立し、議長は会長があたる。

(事業部会の設置)

第 11 条の 2 第 4 条の事業の推進を図るため、第 5 条第 2 号から第 4 号までの副会長の担当及び第 6 条第 5 項から第 7 項までの役員の任務につき、事業部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会の設置と名称・所掌事項は役員会で決める。

3 部会の構成員は、本会の会員及びそれに準ずる者の中から会長が指名する。

(議決)

第 12 条 本会の会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(経理)

第 13 条 本会の運営は、会費、交付金、寄付金及び雑収入をもってこれにあてる。

2 会費は年額とし、別表のとおりとする。ただし、会費の徴収時には、市連合会費納付分を合わせ徴収する。

3 会費は、毎年 5 月に納入する。

4 会長が必要と認めるときは、臨時会費を徴収することができる。

5 寄付金の受領は、役員会の承認を得るものとする。

(慶弔)

第 13 条の 2 会員が死亡したときは、弔慰金 5,000 円と生花を贈る。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

付則

この規約は 昭和 60 年 5 月 24 日から施行する。

この規約は、平成元年 7 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 2 年 5 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 8 年 5 月 18 日から施行する。

この規約は、平成 12 年 5 月 7 日から施行する。

この規約は、平成 14 年 6 月 2 日から施行する。

この規約は、平成 15 年 5 月 4 日から施行する。

この規約は、平成 18 年 5 月 7 日から施行する。

この規約は、平成 19 年 5 月 6 日から施行する。

この規約は、平成 30 年 5 月 6 日から施行する。

この規約は、2019 年 5 月 12 日から施行する。

別表

世帯数	金額
20 以下	3,000 円
21～100 まで	5,000 円
101～200 まで	6,000 円
201～400 まで	7,000 円
401～1000 まで	8,000 円
1001 以上	9,000 円